長野県教員研修体系について

教学指導課

1 長野県教員研修体系とは

「教員の資質向上・教育制度あり方検討会議」の提言(平成25年3月)の中で、長野県の教育の理念と教員のミッションを明確にし、これらを実現するための研修の内容と方法を示した教員研修体系を構築することが求められている。

また、長野県教育委員会は20年後を見すえ、「一人ひとりの学びが生きる教育立県"信州"の創造」を基本とした「第2次長野県教育振興基本計画」を策定した(平成25年3月)。この計画の実現のためには、自ら学び続け、様々な教育課題に柔軟に対応し、組織の一員としてチームで対応する等の資質能力が、教員には求められる。これらの力を身に付けるためには、人間力を高める研修やライフステージに応じた効果的な研修、市町村教育委員会等との連携した研修等が必要である。

そこで、広く関係機関との議論を重ね、目指す教員像とそれを実現するための研修を構造化した 「長野県教員研修体系」を作成することとした。

2 長野県教員研修体系作成会議

「長野県教員研修体系」を作成するために、学識経験者、教育関係者、公募委員で構成する「長野 県教員研修体系作成会議」を設置する。

委員(10名) (敬称略、五十音順)

氏 名	所属・職名	備考
荒井英治郎	大学教員	公募委員
伊藤かおる	株式会社コミュニケーションズ・アイ代表取締役社長	
大倉 嘉郎	公益社団法人信濃教育会研究調査部長	
北澤 嘉孝	小海町北相木村南相木村組合立小海中学校長	
小山 壽一	上田市教育委員会教育長	
櫻井 達雄	長野県長野西高等学校長	
佐藤 洋美	主婦	公募委員
藤澤 令子	一般社団法人長野県経営者協会教育研修部課長	
松岡 英子	信州大学教育学部教授	
米持 絹子	長野県松本ろう学校長	

3 長野県教員研修体系の作成日程(案)

第1回会議(6月12日)

長野県教育の理念と教員のミッション の検討① 教員に求められる資質・能力と研修内容の 検討①

県内外教育関係者の意見を聴く

第2回会議(7月)

長野県教育の理念と 教員のミッションの検 討②(原案作成)

- ・教員に求められる資質・能力と、 研修内容の検討②
- ・キャリアアップ研修の実施方法 について検討①
- ・教員としての倫理観や遵法精神、 「人間力」の養成に係る研修
- ・ライフステージに応じた校外研修、 校内研修等のあり方

県内全小・中・高・特別支援学校で議論

市町村教育委員会と意見交換

第3回会議(8月~9月)

長野県教育の理念と 教員のミッションの検 討③ キャリアアップ研修の実施方法について検討②

- ・校内研修活性化のための方策
- ・研修成果の検証方法
- ・校外研修の内容を校内で共有し合う方法
- ・市町村教育委員会との連携や役割分担 等

「長野県教員研修体系」案作成

パブリックコメントの実施

市町村教育委員会と意見交換

第4回会議(10月~11月)

「長野県教員研修体系」の決定

「長野県教員研修体系」を基にした、 研修実施に関する諸課題の検討

定例教育委員会で「長野県教員研修体系」を了承

(平成26年度から実施)

長野県教員研修体系作成会議設置要綱

長野県教育委員会

(設置)

第1 「教員の資質向上・教育制度あり方検討会議」の提言(平成25年3月。以下「提言」という。) を受け、教員の資質や能力の向上を図るための研修のあり方を検討し、より効果的な研修体系を作成するため、教員研修体系作成会議(以下「作成会議」という。)を設置する。

(設置期間)

第2 作成会議の設置期間は、設置の日から平成25年度末までとする。

(任務)

- 第3 作成会議は、次の事項を協議・検討するものとする。
 - (1) 長野県教育の大切にすべき点とめざす教員像(理念とミッション)
 - (2) 教員に求められ、高めるべき資質や能力
 - (3) 教員のライフステージに応じた指定研修を含めた校外研修、校内研修等のあり方
 - (4) 県教育委員会と市町村教育委員会の連携や役割分担の明確化
 - (5) その他、提言で求められている事項
- 2 作成会議は、作成した教員研修体系を教育委員会へ報告する。

(組織)

- 第4 作成会議は、委員10名以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第5 委員の任期は、委嘱の日から平成25年度末までとする。

(座長)

- 第6 作成会議に座長を置き、座長は委員が互選する。
- 2 座長は会務を総理する。
- 3 作成会議に座長が指名する座長代理を置き、座長に事故があるときは、座長代理がその職務を代理する。

(会議)

- 第7 会議は、座長が招集し、座長が議長となる。
- 2 作成会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 作成会議に、オブザーバーを置くことができる。
- 4 作成会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8 作成会議の庶務は、教育委員会事務局教学指導課において処理する。

(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、作成会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。